

Q9-5.移転価格報告書について教えてください。

台湾では、一定の条件(Q9-6参照)を満たさない限り、移転価格報告書の作成(文書化)が義務付けられています。移転価格文書化制度は、自社の関連者との取引が独立企業間価格で行われていたことを立証するための文書の作成を納税者に義務付ける制度で、台湾だけではなく、アメリカ、イギリス、ドイツなど多くのOECD加盟国や中国などでも導入されています。日本ではいまだ文書化が義務化されていないので、日系企業ではともすれば軽視されがちですが、台湾では税務申告書作成までに作成が義務付けられており、罰則もありますので、注意が必要です。

なお、移転価格報告書には、主に以下の内容が含まれます。

1. 産業および経済状況の分析
2. 関連者間取引の参加者の機能・リスク分析
3. 移転価格監査準則第7条の独立企業間取引原則に沿った説明
4. 選定した比較可能対象およびその関連資料
5. 比較可能性の程度の分析
6. 採用した移転価格算定方法とその採用の理由およびその他の方法を採用しなかった理由
7. 関連者間取引のその他の参加者が採用した移転価格算定方法
8. 結論

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。